

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています

指定の番号	国土交通大臣指定第14号		
指定の有効期間	令和2年10月30日から令和7年10月29日まで		
機関の名称	株式会社住宅性能評価センター		
主たる事務所の住所	本社	東京都新宿区新宿1丁目7番1号	電話番号 03(5367)8730
	東北事務所	宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目1番8号	電話番号 022(292)3051
	北関東事務所	栃木県宇都宮市中河原町3番19号	電話番号 028(610)7140
	中関東事務所	埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目306番地1	電話番号 048(661)7711
	東関東事務所	千葉県松戸市東松戸1丁目3番地の4	電話番号 047(704)6151
	西関東事務所	東京都町田市原町田4丁目1番11号	電話番号 042(709)0420
	関西事務所	大阪府大阪市淀川区西中島5丁目14番5号	電話番号 06(6885)3670
	九州博多事務所	福岡県福岡市博多区住吉3丁目1番1号	電話番号 092(271)5830
	中九州事務所	福岡県久留米市東町5番地13	電話番号 0942(36)6580
	東九州事務所	宮崎県宮崎市大工1丁目10番40号	電話番号 0985(35)5547
	南九州事務所	鹿児島県鹿児島市山之口町1番10号	電話番号 099(208)2400
代表者氏名	代表取締役 伊藤 直也		
業務区域	日本全域		
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号） 第15条各号に掲げる区分		
取り扱う建築物等	法第6条第1項各号に掲げる建築物、法第88条第1項及び第2項の工作物、法第87条の2の建築設備 但し以下の建築物の業務は行わない (1) 高さ60mを超える建築物		
実施する業務の態様	法第6条の2第1項に規定する建築物に係る確認、法第18条第4項に規定する建築物に係る審査、法第7条の4第1項、法第18条第32項、法第7条の2第1項及び法第18条第23項に規定する検査並びに法第7条の6第1項第2号及び法第18条第38項第2号に規定する仮使用認定とする		